

災害時における氏名の公表方針について

平成31年3月20日
危機管理課

1 経緯

平成30年7月豪雨では、所在不明者・死者に係る氏名等の公表が、被災した3県（広島県、岡山県、愛媛県）によって異なったことにより混乱が生じた事例があり、本県においてもこれまでに明確な方針等が定められていなかったことから、今回、公表の方針を整理することとしたもの。

2 氏名の公表方針について

災害時における氏名の公表については、当面、以下のとおり運用するものとし、今後、運用を行う中で課題を明らかにしながら、適宜見直しを行うものとする。

なお、県内市町村、県警本部及び消防機関からは下記の方針について同意を得ている。

(1) 所在不明者に係る氏名の公表方針

以下の全てに該当する場合に、宮崎県個人情報保護条例第9条第2項の「人の生命、身体、又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」に該当するものとして氏名を公表する。

- ①氏名を公表することで捜索活動の円滑化に資することが見込まれること。
- ②市町村において、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

(2) 死亡者に係る氏名の公表方針

以下の全てに該当する場合に、宮崎県個人情報保護条例第9条第2項第7号（審議会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき）に該当する類型のうち「県民等に知らせる公益上の必要があるため、報道機関に発表し、又は報道機関の取材要請に応じて提供する場合」に該当するものとして氏名を公表する。

- ①（死亡者に遺族がいる場合）遺族の同意があること。
- ②市町村において、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

なお、死亡者に遺族がない場合、上記②を満たせば公表する。

(参 考)

宮崎県個人情報保護条例（抄）

○第9条第1項【利用及び提供の制限】

実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第11条及び第27条第1項において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

○第9条第2項【利用及び提供の制限の例外等】

前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1)～(2) (略)

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4)～(6) (略)

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

○「目的外利用・提供の制限」の例外事項（条例第9条第2項第7号）

【類型事項】

| 番号 | 類 型 | 目的外で利用・提供する理由又は必要性 |
|----|--|--|
| 1 | (報道取材対応) 県民等に知らせる公益性の必要があるため、報道機関に発表し、又は報道機関の取材要請に応じて提供する場合 | ・対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断して、社会通念上許容される範囲内であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、報道機関に発表し、又は報道機関を取材要請に応じることが必要な場合がある。 |